

族譜からみた明清戯曲小説の女兒像

仙石知子

はじめに

『金瓶梅詞話』第三十七回に、宰相、蔡京の執事である翟謙から、妾にするのに手頃な娘を探して欲しいと頼まれていた西門慶が、周旋屋の馮ばあさんを介してようやく器量の良い若い娘を見付けるという場面がある。馮ばあさんが探してきた娘は、西門慶の營む絲屋の番頭をしている韓道國の娘、愛姐であった。韓道國夫婦は、娘の縁談話を

非常に喜んだものの、十分な嫁入り支度をしてやる經濟的な餘裕がないと馮ばあさんに話す。馮ばあさんがそれを西門慶に傳えると、西門慶は次のように答える。

西門慶道。“你對他說。不費他一絲兒東西。凡一應衣服首飾粧奩櫈等件都是我這里替他辦備、還與他二十兩財禮。教他家止備女孩兒的鞋腳就是了。臨期、還叫他老子送他往東京去。比不的與他做房裡人。翟管家要圖他生長做娘子。難得他女兒生下一男半女、也不愁個大富貴。”（西門慶はいいました。「あんた、あいつにいっておいてくれ。何一つ出さなくて良いんだ。衣服から髪飾り衣装箱など全てうちで用意

してやるし、お禮に二十兩も渡すからと。あいつのところでは娘の靴でも用意してくれればそれで良いのさ。その時になつたら、あいつには娘のことを送りに東京まで行つてもらう。家の小間使いとは比べものにならない。翟執事は娘を女房にしようと考えているんだ。あいつの娘が男でも女でも生みさえしたら、何の心配も要らない富貴なご身分になれるのさ。」（傍線筆者、以下同）

韓道國の娘、愛姐が翟謙の妾となつた後、子供さえ生めば、その後の生活は安泰なのだ、と西門慶は述べている。ここで注目したいのは、生まれてくる子供の性別を男児に限定して述べていない點である。以前の研究では、舊中國は男尊女卑の社會で、女性は男性に比べて著しく悲劇的であったという見方が一般的で、女兒は男児よりも極端に輕視される存在であったとされていた。しかし、近年では女性を單に儒教的道德觀念に縛られた被害者とみるのではなく、過去の中中國女性の實態を客觀的な視點から捉えようとした研究が主流となつてきており⁽³⁾、女兒は全くの無權利狀態に置かれていたわけではなかつたことが明らかにされている。特に宋代においては男児と全く平等とまではいかない

かつたが、財産を承継するそれなりの権利を女兒も有していたことが指摘されている。

例えば、柳田節子氏⁽⁴⁾は、南宋期江南においてあらわれた「父母すでに亡く、兒女產を分かつに、女はまさに男の半ばを得べし」という滋賀秀三・仁井田陞兩氏の間で論争ともなった女子分法の解釋について再検討を行い、宋代における女性の財産權に関する新しい見解を打ち出された。氏は『江蘇金石記』などの土地所有關係を記した史料に女性名義の土地があることに着目し、宋代には女性の財産權が一定の地位を得ていたという結論を導き出された。さらに、男子の跡繼ぎがなく戸絶となつた場合の財産を娘が何らかの形で承継する権利が認められていたことも明らかにされた。氏の研究は、過去の研究によつて示されていた女兒の姿とは異なる姿を浮き彫りにしたといえる。

明清期における女兒の承継問題については、滋賀秀三氏が、跡繼ぎが全く存在せず戸絶となつた場合、女兒が戸絶財産の取得者となることは法的に認められており、またかりに財産の承継人が存在している場合であつても、承継人の権利を著しくは害しない範圍内において、女兒が將來結婚する際には家産から持參財産が支出される場合があつたことを明らかにしている。ただし、女兒が受け取る財産の量は男兒とは比べものにならないほど少なく、また、財産の一部を受け取るのは、結婚によつて家を出る時か、または跡繼ぎとなる男兒がおらず、家が戸絶になつた場合に限られていた。このような承継における男女の不平等さは、女兒が正規の跡繼ぎとなる権利を有していなかつたことに基づくものとされ、滋賀氏が「第一次的に承継資格を有するのはむすこであり、「むすこがない場合には承継のために養子が立てられなければなら」なかつたが、「第二次的潛在的に承継資格を有」

していたのは、「同宗昭穆相富者であり、「その他の者、たとえばむすめは父を承継する者ではない」と指摘されているように、承継問題において女兒は男兒とはひどく差別されていてと捉えられてきている。しかし、冒頭で取り上げた『金瓶梅詞話』第三十七回には、家の中における妾の立場を高めるという點では、男兒を生んでも女兒を生んでも同じ價値があると書かれている。父の跡繼ぎとなることができない女兒の出生が、男兒の出生と同じようにな生母の立場を高めると描かれているのはなぜだろうか。また、この『金瓶梅詞話』の一場面のように、女兒の出生が男兒の出生と同等に扱われている様子は、明清期に作られたその他の小説や戯曲の中にもみられるものである。作品に描かれた女兒の出生に関する場面は、當時の女兒のあり方と深い関わりがあるのでないだろうか。

そこで、小論では明清期に描かれた小説や戯曲の中にみられる女兒に關する描寫への理解を深めるために、族譜を資料として明清期における宗族の女兒觀について検證し、作品の中にみられる女兒に關する場面が、當時實際にあつた女兒に關する社會通念の影響を強く受け描かれていることを明らかにしたい。

なお、族譜とは宗族が長年にわたり蓄積してきた一族の構成員に關する情報を集めて編纂した宗族の系譜である⁽⁵⁾。小論で族譜を資料として利用する理由は、族譜編纂の隆盛期は明末清初頃であるとされ、現存している族譜もその多くが明末から民國期にかけて編纂されたもので、明清小説が盛んに作られ大衆化したとされる時期とほぼ一致するからである。さらに、族譜の中には親子や夫婦のあり方、宗族の共有地である族產の管理方法などに關する日常生活の中で必要な生活倫理が收録されており、一方の明清小説も男女關係や金錢問題といった日

常の身近な問題を題材としているものが多い。このように族譜と明清小説は、時代的にも内容的にも共通點が多いことから、族譜は明清小說を理解する上で利用価値の高い資料であると考えられる。ただし、周知のように、明代ではいくつかの支派間で共通の祖先を系図中に見出し、系譜を合わせて同宗となる「通譜」が盛んに行われていた事實があるため、族譜の信憑性についてはしばしば問題とされてきた。そこで、小論では、族譜に收録されている凡例など規約の部分を主な資料として用いる。凡例は、宗族内で發生し得る問題の防止策や記録上の處理方法などが書かれており、恣意的な表現をすれば宗族内の秩序統制に支障をきたすため、族譜の中でも比較的改竄されている可能性の低い箇所であると豫想されるからである。

一、妾の記録方法からみた男兒と女兒の扱い

(1) 「子」と「女」を並記している例

族譜には、族譜の編集方針を示した文章が掲載されていることが通例であり、それらは「凡例」「譜例」「譜說」などと稱される。^[10] それぞれの宗族による獨自の編集方針が記されているが、それらを概觀すると、現存している族譜の多くが妾について記録をする場合は、妾の出産の情報に基づき記録をするように定めていることが分かる。妾は子供を生んでいる場合だけ、その出産が評價され族譜に記録される傾向が高かったといえる。ここでは、妾の記録方法に言及している族譜で、「子」という字と「女」という字を並記しているものをいくつか取り上げる。これらの族譜は、妾が生んだ子供がたとえ女兒であつたとしても族譜に記録をするよう規定していた宗族があつたことを示すものである。

(江蘇)『毘陵庵頭吳氏宗譜』卷一・凡例^[11]

「一、書妾媵有子女者註明妾某氏。使子不混其所自出、而亦無以妾竝嫡之疵。無子女者不書。」(一、子女を生んだ妾媵を書くには妾某氏と明記した。その出自を不明にして、庶出を嫡出と誤ることがないようにさせる。子女がない場合は書かなかつた。)

(廣東)『周氏族譜』修譜例^[12]

「一、側室有子女者、得書其姓氏於子女之父表傳下。無子女不書傳者。」(一、側室で子女のある者は、子女の父の表と傳の下に姓氏を書いても良い。子女のない者は書かなかつた。)

(浙江)『甬上雷公橋吳氏家譜』卷一・凡例^[13]

「(前文省略) 有媵妾者、書側室。所生子女皆分敍之。或未詳所出、則在末行總敍。一以見母以出子爲貴、一以所生之子知母歸之所在也。」(媵妾がいる者は、側室と書いた。生まれた子女はみなそれぞれ分けて書いた。或いは未だ生まれの詳細が分からぬ場合は、未行にまとめて書いた。一つに母は出子(妾が妊娠した状態で實家に返されその後に生まれた子)によって貴いことを表すためであり、一つには生まれた子に母の出身地を分からせるためである。)

(浙江)『石池王氏譜』^[14]
「(前文省略) 妾媵而有子及女者得以附書。無則不書、謹分也。書葬地者、恐迷失也。」(妾媵で子および女を生んでいる者は附書することがができる。生んでいなければ書かないのは、區別があることを厳しくするためである。埋葬地を書くのは、迷失を恐れるからである。)

前掲のような、妾が女兒しか生んでいない場合も記録をするように規定している族譜はかなり多い。女兒しか生んでいない妾であつても

族譜に記録される場合があったという事實は、女兒の出生を男兒の出生同様、評價していた宗族があつたことを表すものである。

(2) 「子」の字を單獨で使用している例
しかし、族譜の中には、「子」の字が單獨で使用されている次のような文章もみられる。

(江蘇)『昆陵承氏宗譜』卷首・凡例⁽¹⁶⁾

「一、側室無子不書。有子則書。(以下省略)」(一、側室で子がない場合は書かなかった。子がいる場合は書いた。)

(江蘇)『京口李氏宗譜』卷首・例言⁽¹⁷⁾

「一、婚配義嚴。初娶曰配某氏、再娶曰繼配某氏、妾之有子者曰側室某氏、無子者不書。」(一、婚姻の義は厳格にせよ。最初に娶つた者は配某氏とし、再娶は繼配某氏とし、子のいる妾は側室某氏とし、子のない者は書かないこと。)

(江蘇)『中梅劉氏續修家乘』卷之二・宗規⁽¹⁸⁾

「一、嫡妾並有子、嫡出者注嫡某氏出、妾出者注側某氏出。」(一、嫡妻と妾にともに子がいる場合、嫡妻が生んだ子は嫡某氏出と註記し、妾が生んだ子は側某氏出と註記せよ。)

(江蘇)『鎮江李氏支譜』凡例・重修支譜例言⁽¹⁹⁾

「一、正室曰配、再則曰繼配、三則曰又配。妾有子者曰副室。降一格以書、示不敢匹嫡之義。(以下省略)」(一、正室は配とし、再娶は繼配とし、三娶は又配とせよ。妾で子を生んでいる者は副室と記録せよ。一段下げて書くことによつて、正妻に匹敵しないことを示すこと。)

前掲の族譜の中にみられる「子」の字が、かりに全て男兒だけを指

す言葉として使われているならば、宗族によつては、妾がたとえ子供を生んでいたとしても、それが女兒であつたならば、生母である妾について記録をする必要はない」と捉えていた、といえるであろう。しかし、次に舉げる族譜によつて、前掲の族譜に書かれている「子」の字は必ずしも全て男兒だけを指す言葉であるとはいえないことが分かる。

(3) 女兒を含む子供を意味する「子」の字

(安徽)『新安休寧甌山金氏族譜』編譜凡例⁽²⁰⁾の中には、次のような凡例が掲載されている。

①「一、妻有子書妻名下。妾有子書妾名下。識所從出也。」(一、妻に子があれば妻の名の下に書いた。妾に子があれば妾の名の下に書いた。出自の記録を残すためである。)

この①をみる限り、この宗族では、妻や妾が男兒を生んだ場合だけ記録をしていたかのよう見受けられる。しかし、同族譜の同凡例中には、以下のよう二つの文章も掲載されている。

②「一、嫡妻雖無子女亦書、繼至如之。重伉儷也。嫡妻有子女而改志者書姓、不書生卒。書姓明子女所從出也。不書生卒蓋與廟絕也。無子女而改志者亦書姓、不書生卒。書姓存夫地也。繼室書法大要與嫡妻同、惟無子女而改志者、竝姓亦不書。妾有子則書、有女亦書。以識所出。無子女則不書。有撫養勞勤于其家者、仍書之。」(一、嫡妻は子女がなくとも書き、繼室も同様にした。夫婦を重んじるからである。嫡妻に子女があつても改嫁した者は姓を書き、生卒を書かなかった。姓を書いたのは子女の出自を明らかにするためである。生卒を書かないのは廟と斷絶したからである。子女がなくて改嫁した者も姓を書き、生卒を書かなかつた。姓を書く

のは夫に妻がいたことを記録として残しておいためである。繼室

の記録方法は嫡妻とほぼ同じであるが、ただ子女がなくて改嫁す

るのであれば、姓も書かなかった。妾が子を生んでいれば書き、女を生んでいる場合もまた書いた。(出自を記すためである。子女を生んでいないのであれば書かなかった。孤児を扶養したりその家の労働に努めた者については、書いた。)

③「一、妻在家、又娶婦在外者、不得以繼室書之。則直以妾書之。有子女則書。無子女亦不書。」(一、妻が家にいながら、よそで婦を娶った場合は、これを繼室と書くことはできない。その場合にはただ妾と書いた。子女がいれば書いた。子女がなければまた書かなかつた。)

このように、②③のような凡例もみられることから、この宗族では妻や妾が女兒しか生んでいない場合でも族譜に記録をしていたことが分かる。

例えば、同族譜・卷三に収録されている第九世から第十三世までの世表の中には、第十一世の萬珠という人物の記録があり、その中には萬珠の正妻の黃氏、妾の朱氏と傅氏の記録もみえる。そして、子供についての記録が「子三人。仲秋、黃出。仲穆、傅出。仲穉、黃出。女二人。美秀、黃出。適十四都約山黃元燭。美意、朱出。適同都高梯山汪文場。」と書かれており、妾の朱氏は美意という女兒しか生んでいないが記録されていることから、この宗族では女兒しか生んでいない場合であっても記録をしていたことが確認できる。

以上のことから、先に挙げた①の凡例中の「妻有子書妻名下。妾有子書妾名下。」の「子」の字は、男兒だけを指す言葉として使われてゐるのではなく、女兒も含む子供を指す言葉として使われてゐること

が分かる。

また、(浙江)『山陰縣州山吳氏族譜』譜例にも、「一、妾媵無子者不書。有子女方得入譜。嚴嫡庶衍宗嗣也。有不得書者、重節義也。」(一、妾媵は子を生んでいなければ書かなかつた。子女を生んでこそ入譜することができる。嫡庶の別を嚴格にし宗嗣を永續するためである。書かなければならぬのは、節義を重んじるからである。)

とある。「子女を生んでいてこそ」族譜に記録することを許した、と書かれていることから、最初の「妾媵無子者不書。」の一文の「子」の字は男兒を指す言葉なのではなく、女兒も含む子供を指す言葉として使われていることが分かる。

さらに、次の凡例は同じ凡例の中に、男兒だけを指す言葉として使われている「子」の字と、女兒も含む子供を意味する言葉として使われている「子」の字が混在している例である。

(安徽)『懷寧李氏宗譜』卷之末・凡例^②

「(前文省略) 出婦無子則削。有子女則書娶某氏。蓋世無無母之人也。而仍以氏出二字終焉。副室惟有子者得書。或止有女者亦必詳其生卒。不得混書繼娶、以亂名實。若續娶者、女則書繼配、婿則書繼娶。」(宗族を出た婦に子がないれば削除した。子女がいる場合は娶某氏と書いた。世の中に母のいない者はないからである。そこで氏出の二字だけを書いた。副室はただ子がいる場合だけ書くことができる。或いは女だけがいる場合もまた生卒を詳しく書いた。繼娶と混同して、名實を亂してはならない。もし後妻として娶った者が、初婚であれば繼配と書き、再婚の者であれば繼娶と書いた。)

文頭の「出婦無子則削。」の「子」の字は、次に「有子有女則書娶某氏。」という一文が續いていることから、女兒も含む子供を指す言葉として使用されていることが分かる。さらに、二行目の「副室惟有子者得書。」の「子」の字は、次に續く一文に「或止有女者亦必詳其生卒。」と、改めて女兒がいる場合について言及されていることから、男兒だけを指す言葉として使われていることが分かる。

以上のように、族譜の中に記されている「子」の字は、男兒だけを指す言葉として使われる場合と、男兒と女兒を含む子供を指す言葉として使われる場合があった。もっとも、これは族譜に限ってみられる「子」の字の特別な用法なのではない。例えば、明・何喬新撰『椒邱文集』卷三十・墓誌銘「從兄本盛墓誌銘」⁽²²⁾に、「娶揭氏、子、男三、曰顥、曰頃、曰頤、女四、曰錫、鎰、鉢、鋐。」(波線筆者、以下同)とみられるように、男兒と女兒を含む子供を指す言葉として「子」の字が使われることはめずらしいことではなかった。ただここで分かることは、族譜の凡例の中に書かれている「子」の字と「女」の字を比較すると、その數の割合は「女」の字がずっと少ないけれども、實際には書かれている「子」の字の中に、女兒も含む子供を意味する言葉として使われている「子」の字が含まれている可能性があるということである。

一、母の立場を變える女兒——「母以子貴也」

明清小説の中には、「母は子によつて貴い」という文言がしばしばみられる⁽²³⁾。それは族譜においても同様である。

例えば、(江蘇)『雲陽張氏宗譜』卷之一・凡例に、

「一、庶出子孫身列饗宮、或榮入辟雍、庶母更爲繼娶。蓋母以子

貴故也。」(一、庶出の子孫が饗宮(舊時の學校)に入つたり、或いは光榮にも大學に入つたりした場合には、庶母でも繼娶の扱いに改めた。それは母は子によつて貴いからである。)と記されている。妾の生んだ子の中から官職などの要職に就く者が出生した場合には、生母である妾を繼妻扱いとして記録した、と書かれている。この時代に女性が官職に就くことは考えられないでの、この凡例中の「蓋母以子貴故也」の「子」の字は、男兒だけを指していると理解して問題ないと思われる。

しかし、族譜の中には「母以子貴也」という文言の「子」の字が、男兒だけを指す言葉として使われているのではなく、女兒も含む子供の意味で使われていると分かるものがある。以下の族譜がその例である。

(江蘇)『橋南李氏宗譜』卷之一・例言

〔前文省略〕已故無子女者、仍書側、副、不載生卒。有子女者改稱庶妣、詳書生卒。母以子貴也。(以下省略)〔すでに死亡していて子女がない者でも、側、副と記録し、生卒を記載しないこと。子女がいる者は庶妣と改め、生卒を明記せよ。母は子によつて貴いからである。〕

生まれた子供の性別にかかわらず妾が子供を生んでいるならば、庶妣と改め生卒を明記せよ、と規定している。そして、その理由として母は子によつて貴いからだ、と述べられていることから、ここに記されている「母以子貴也」の「子」の字は、男兒と女兒の兩方を含んだ子供を意味する言葉として使われていることが分かる。

二、明清小説にみられる女兒の扱いと財産承繼問題

ここで、冒頭で取り上げた『金瓶梅詞話』の場面について考えてみ

たい。『金瓶梅詞話』第三十七回には、韓道國の娘、愛姐が翟謙の妾となつてから、男でも女でも生みさえしたら、何の心配も要らない富貴な身分になれる、という西門慶の発言がみられる。先に挙げた族譜によつて明らかのように、たとえ妾が女兒しか生んでいなかつたとしても、男兒を生んだ場合と同様にその出産の事實が評價され、子供を全く生んでいない妾よりも格上にみなされ、記録される場合があつた。この西門慶の發言は、そのような實態に基づき描かれているといえるであろう。

また、『紅樓夢』第四十六回「贅尠人難免贅尠事 鴛鴦女誓絕鴛鴦偶」には、賈寶玉の伯父の賈赦が賈母の可愛がつてゐる下女の鴛鴦を妾にしようと考え、賈赦の妻である邢氏が、夫の妾になるように鴛鴦を説得するという場面がある。邢氏は鴛鴦に向かつて、「過一年半載、生下個一男半女、你就和我並肩了。家裏的人你要使喚誰、誰還不動。現成主子不做去、錯過這個機會、後悔就遲了。」（一年もして、男か女を生めば、おまえは私と肩を並べることができるんだよ。家の者を好きに使うこともできるし、おまえのいうことに誰が動かないなんてことがあるかね。主人側の立場になることを望まず、こんな機會を逃して、後で後悔しても遅いんだよ。）といつてゐる。この邢氏の發言も妾は子供を生みさえすれば、その子供がたとえ女兒であらうとも出産の事實を評價され、家の中での立場が良くなる、という實態に基づき描かれていると推測される。

また、明清小説の中には、女兒を財産承繼の問題と深く關わる存在として描いてゐる作品がみられる。例えば、清・西周生『醒世姻緣傳』第二十回「晁上舍回家託夢 徐大尹過路除凶」には、息子がいなくて娘がいれば家の財産が他人の手に渡ることはない、と書かれている。

寡婦晁夫人には娘と息子がいた。息子の晁源が死^亡し、晁家の財産を狙つて親族を名乗る男たちが屋敷に乗り込んで來ると、晁家の莊園の管理をしていた季春江は、その男たちをなだめようとする。すると、男たちの中にいた晁無晏というならず者は、「放你的狗屁。如今你奶奶還是有兒有女要守得家事。這產業脫不過是我們的。」（馬鹿なことをいうな。今じゃそのおまえのとこの奥さんには財産を守つてくれる男の子も女の子もいないじゃないか。だからこの家の財産はどうせ俺たちのものになるのさ。）といふ。そこで、季春江は晁夫人の夫、晁孝が生前に春鶯を妾にしていて、この時妊娠五ヶ月であったことを踏まえて、晁無晏に向かつて次のようにいふ。「別說他有閨女、也別說他房裏還有人懷着肚子。」（奥さまには娘さんがいらっしゃるし、家には「くなつたご主人さまのお子を身籠もっている人間だつているのさ。）ここで季春江は、晁家が絶えることはなく、また財産が他人の手に渡ることもない理由として、春鶯がこれから男兒を生むかもしれないということ以外に、晁夫人にすでに娘がいることを擧げてゐる。この場面は、娘が財産を受け継ぐことのできる存在として描かれている一例である。

また、『金瓶梅詞話』第二十回「孟玉樓義勸吳月娘 西門慶大鬧麗春院」には、西門慶が娘婿の陳經濟に向かつて、「姐夫、你在我家這等會做買賣，就是你父親在東京知道，他也心安。我也得托了。常言道，有兒靠兒，無兒靠婿。姐夫是何人。我家姐姐是何人。我若久後沒出，這分兒家當都是你兩口兒的。」（經濟くん、きみはうちでこんなに商賣を上手くやつてくれてゐるが、きみのお父さんが東京でそれを知つたら、父上もさぞ安心なさることだらう。俺もそうさ。ことわざにもあるように、息子がいれば息子に頼り、息子がなければ婿に頼れってね。）

婿って誰だい。うちの娘ってのは誰だい。もし俺にこの先ずっと子供が生まれなかつたら、この家の財産はみんな君たち二人のものになるのさ。)と話す場面がみられる。西門慶には妻以外に複数の妾がいたが子供に恵まれず、先妻が生んだ娘の西門大姐がいるだけであつた。そこで西門慶は、この先自分に子供が生まれることがなければ財産は全て西門大姐とその夫、陳經濟に渡す、といつてゐるのである。

ただ、『金瓶梅詞話』には、最終的に娘夫婦が財産を承継する様子は描かれていない。實際に娘が財産を承継した場面が描かれている例として、『拍案驚奇』卷二十八「占家財狼壻姪侄 延親脈孝女藏兒」正話がある。劉員外には息子がおらず、引姐という娘がいた。引姐はすでに嫁いでおり、娘婿の名は張郎といった。劉員外は張郎をあまり氣に入つていなかつたので、甥の引孫を跡継ぎにして財産を承継させようとする。その後、下女が劉員外の子供を身籠もり、自分たちの取り分が減ることを恐れた張郎は下女を殺害しようとする。夫から下女と子供を殺害する謀略を聞かされた引姐は、劉員外が絶嗣となることを恐れ、下女を匿い無事に子供を生ませてやる。劉員外は引姐の行いに感謝し、財産を三分割すると、引孫と引姐、下女の生んだ男兒それぞれに渡す。

周知のように、舊中國は宗族を基礎として構成された宗法社會であった。宗族が女系を排除した父系出自による親族集團であったことから、娘は跡継ぎとなる権利を有してはいなかつたとされている。滋賀秀三によれば、息子や息子が生まれていない場合に立てられる跡継ぎは、父と同居共財の關係で結ばれた正規の跡継ぎとなり得たが、娘にはそのような権利は與えられていなかつた、といふ。⁽²⁾にもかかわらず明清小説の中に娘が財産を受け継ぐ場面が描かれているのは、娘は正規の

跡継ぎになることはできなかつたものの、冒頭でも述べたように、財産の一部を受け取る権利は有していたからだと思われる。前近代中國における娘の財産權を時代別にみると、明清期の娘の財産權は前の時代よりも低下したといわれているが⁽³⁾、一方では、明清期においても地方官の判斷によつて宋代同様に持參財產が女兒に渡されていたという指摘もあり⁽⁴⁾、宋代ほど優遇されてはいなかつたが、やはり明清期においても女兒が財産の一部を受け繼ぐことがあつたとみて良いと思われる。前掲の『醒世姻緣傳』や『金瓶梅詞話』にみられる父の財産を受け継ぐ娘の姿は、當時の娘の財産承継の實態をもとに作り上げられた虛構であるといえるであろう。

四、父の血筋の斷絶を回避する女兒の存在

さらに、明清小説の中には、息子がいなくとも娘がいれば、その家の血筋は絶えることはない、という發言がみられる。それらはあたかも娘が父の血筋の存續に深く關與した存在であったかのような場面である。

例えば、『拍案驚奇』第二十卷「李克讓竟達空函 刘元普雙生貴子」の正話には、男兒でも女兒でも生まれれば家に跡継ぎができたことになる、という發言がみられる。劉元普は青州の長官を勤めていたが、六十になると退官し故郷の洛陽縣に戻ると散財を惜しまず恵まれない人々を數多く救濟し廣く善行に努めた。劉元普には跡継ぎがいなかつた。しかし、後妻の王氏が妾を娶るように勧めても、劉元普は王氏がまだ若いことを理由に妾を娶ろうとはしなかつた。そこで王氏は劉元普に氣付かれないと想ひ、周旋屋の薛婆を呼び、妾になる手頃な娘を探して欲しいと頼む。薛婆が連れてきたのはもと襄陽の長官の娘、蘭孫で

あつた。王氏は蘭孫がとても器量の良い娘だったので喜び、蘭孫を劉元普の妾にしようと考える。そして、王氏は妾を娶ることに消極的であつた劉元普を説得しようと次のようにいう。「今娶得汴京裴氏之女、正在妙齡、抑且才色兩絕、願相公立他做個偏房。或者生得一男半女、也是劉門後代。」(今汴京の裴氏の娘を迎えることができて、年頃もちょうど良く、才色を兼ね備えた良い娘ですから、あなたのお側に置いてやって欲しいのです。それでもし男でも女でも生まれれば、劉家の跡繼ぎになるんですから。)

また、『警世通言』第十六卷「小夫人金錢贈年少」の正話にも、男兒か女兒のどちらかいれば家は絶えずに済む、という發言がみられる。東京開封府で絲屋を營む張員外は、十分な財産はあつたが六十を過ぎても子供がなく、また妻も亡くしていた。ある日、店の運営を手傳わせていた男から、「員外何不取房娘子。生得一男半女、也不絶了香火。」(旦那はどうしてお妾さんを取らないんです。男か女か生まれれば、家も絶えずにするんですよ。)と妾を娶るように勧められる。これらの作品は女兒が父の血筋の斷絶を回避する存在として描かれてゐる例であるが、このような場面が作品の中にみられる理由は、實際に娘がいれば父の血筋は絶えないと捉えられていたからである。

族譜の中には、

(安徽)『懷寧塙埂方氏五修宗譜』卷首上・凡例⁽¹⁾

「一、凡無子者書止。尙有女者書無嗣。(以下省略)」(一、およそ子がない者は止と書いた。なお女がいる者は無嗣と書いた。)

(江蘇)『柳蕩劉氏宗譜』卷首・例言⁽²⁾

「一、凡無子而有女者書曰無嗣。子女皆無則書無後。(以下省略)」(一、およそ子がなく女がいる場合は無嗣と書くこと。子女がと

もにいない場合は、無後と書くこと。)

(安徽)『太原王氏族譜』卷首・凡例⁽³⁾

「一、已故子女俱無者、不書絕而書止。不忍斥言之也。無子有女、書無嗣二字、以見氣類猶未止也。(以下省略)」(一、すでに死亡し子女がともにいない場合は、絶と記録せずに止と書いた。斷絶と明言するのは忍びないからである。子がなく女がある場合は、無嗣の二字を書き、氣類が未だなお絶えていないことを示した。)

のような文章がみられる。これらの宗族では、男兒がいなくとも女兒がいるならば、断絶を示す「止」や「無後」という表記ではなく、跡繼ぎがいないことを示す「無嗣」という表記をしていたことが分かる。滋賀秀三氏は、前掲の族譜と類例の資料を引用され、男兒が不在で女兒だけがいる場合に「無嗣」と表記することこそ、女兒が「嗣」とみなされていなかつたことの例證とされている。さらに、氏は南宋の裁判記録『名公書判清明集』立繼「立繼營葬嫁女並行」の中にみられる「涂子恭死無嗣。」(涂子恭死して嗣なし)という一文も挙げられ、「前後の關係を見ると、涂子恭には一人のむすめがあつたのであるが、それにもかかわらず「無嗣」といわれていることは、むすめは嗣(承繼人)であり得なかつたことの明證である⁽⁴⁾と述べておられる。氏は、女兒が「嗣」となり得なかつたことを證明するための資料として、前掲の族譜と類例の資料を擧げておられるが、それらの中に書かれている、女兒が生まれているならば断絶を示す表記はしないという点については特に言及されていない。しかし、私はむしろこの一文にこそ注目し、この一文を女兒が父の血筋を受け継ぐ存在と捉えられていたことを示す資料であると解釋したい。女兒がいるならば断絶を示す表記はしていなかつたという事實は、跡繼ぎとなる男兒が生まれていなく

ても、女兒がいるならば父の血筋は絶えていない、と捉えていた宗族があつたことを表すものだからである。

また、族譜の中には、

(江蘇)『如臯西鄉李氏族譜』卷之一⁽³⁵⁾

「〔前文省略〕書男女幾人昭嗣息也。(以下省略)」(子女が何人か

書いたのは嗣息を明らかにするためである。)

(四川)『蜀西崇陽王氏族譜』卷一・凡例⁽³⁶⁾

「一、書子女重後嗣也。(以下省略)」(一、子女を書いたのは跡継ぎを重視したからである。)

のような凡例もみられる。先に挙げた族譜によって分かるように、男兒が不在であれば、たとえ女兒がいようとも跡継ぎがいないことを示す「無嗣」という表記をしていた宗族があった。その一方で、右に挙げた族譜のように、女兒も男兒と同じ「嗣息」「後嗣」だと捉えていた宗族があつたのである。

ここに明清期における女兒に対する宗族の考え方の一端が窺われる。宗法制度上の規則によって、父の跡継ぎとなって財産を承継し、祭祀を守り、父の次の世輩に屬す者として、族譜の世系の父の下の段に記録されるのは男兒でなくてはならなかつた。そのため男兒が不在であれば、たとえ女兒がいようと、族譜には「無嗣」と表記される場合が多かつたのである。しかし、父の正規の跡継ぎとなることと、父の血筋を實質的に存續することは別の問題と考えられていてではないだろうか。女兒は父の跡継ぎとして財産を承継し、祭祀を守っていく跡継ぎとみなされることはなかつたが、父の血筋を存續させることのできる跡継ぎとみなされたいたと思われる。さらに、女兒が父の血筋を受け継ぐ者とみなされていていたことは、次に挙げる族譜からも窺われ

る。

(廣東)『周氏族譜』修譜例⁽³⁷⁾

「一、子女須聘適他姓。亦是祖父一體之分。(以下省略)」(一、子女は他姓を娶り嫁ぐ必要がある。また祖父の體の一部だからである。)

また、族譜の中には、

(浙江)『甬上雷公橋吳氏家譜』卷一・凡例⁽³⁸⁾

「一、女雖適人，爲父母一體之分。壻雖他姓，亦情聯瓜葛之誼。均得附書於父傳下。」(一、女は嫁いだとはい、父母の體の一部である。壻は他姓とはい、また情誼のつながりがある。ひとしく父の傳の下に附記して良い。)

のような一文もみられる。女兒を祖父や父母の體の一部ともいわべき存在であると捉えていた宗族があつたことが分かる。

前掲の族譜資料によって、女兒は跡継ぎとなる男兒が不在の場合、將來婿を迎えて、生まれた子供に父の跡を繼がせるという方法で、父の血筋の斷絶を回避することができたのだと推測される。先に挙げた『拍案驚奇』第二十巻の中にみられる「或者生得一男半女、也是劉門後代。」(それでもし男でも女でも生まれれば、劉家の跡継ぎになるんですから。) という王氏の發言は、女兒も男兒同様に、父の血筋の斷絶を回避することのできる存在として重視される場合があつたという實態が作品に取り入れられたものといえよう。

五、『翠紅鄉兒女兩團圓』にみられる女兒に關する社會通念の影響

明清期に描かれた小説や戯曲には、繼嗣問題を題材とした作品が少

なくない。それは當時の人々にとって繼嗣問題が大きな關心事の一つであったからである。

本節では、明・楊文奎によつて作られた『翠紅鄉兒女兩團圓』（略稱『兒女團圓』⁽⁴⁾）を取り上げ、族譜によつて知り得た宗族の子供の性別に對する考え方が作品の中に利用したことによつて、作品の中に描かれた繼嗣問題をめぐる親の切實な思いが現實味を帶びた描寫となつてゐることを述べたい。『兒女團圓』は、二組の夫婦とその子供たちをめぐる親子再會の物語である。作品の隨所に當時の子供の性別に對する社會通念が取り入れられ、登場人物の心理が鮮明に描かれている。紙數の都合上、ここでは族譜から窺われる當時の子供の性別に對する考え方を利用している一場面を取り上げ、明代に作られた戯曲が當時の女兒に關する社會通念の影響を強く受け、物語世界が作り上げられてゐることの例證としたい。

新莊店に住む俞循禮は、巨額の財産を持つていたが子供がいなかつた。最近になってようやく妻の王氏が身籠もつた。俞循禮の妻、王氏には弟があり、家畜の世話をしていることから王獸醫と呼ばれていた。ある日、俞循禮は城内まで貸していた金の取り立てに行かねばならず、出發の前に妻に向かつて次のようにいふ。

「則怕我一頭的去後、你分娩呵、若得一個小廝兒、就槽頭上選那風也似的快馬、着小的每到城中來報我。我若到的家中、殺羊造酒做個慶喜的大筵席。若得一個女兒便打滅休題着。」（私が行つてから、おまえが子供を生み、もしも息子だったならば、厩から風のように速い馬を選んで、小者に城内まで知らせに來させるんだぞ。そして私が家に歸つたならば、羊を殺し酒を造つて祝いの會を盛

大に行うとしよう。もしも娘が生まれたならば殺して口に出すな。俞循禮の不在中に無事に子供は生まれる。しかし、生まれたのは女兒であった。それを知つた王獸醫は次のように語る。

「我有個姐姐嫁與這俞循禮、潑天也似家私、寸男尺女也都沒有。俺那姐姐懷着身孕、却養下一個女兒。俺那姐夫索錢去了、臨出門時、對俺姐姐說、若得個女兒便打滅了休題。若得個小廝兒便着人飛馬報他去。你看我那姐夫隔着肚皮那裏知道、做娘的都是一樣懷胎分甚麼男女。」（私の姉は俞循禮に嫁ぎ、莫大な財産がありながら、子供に恵まれず男兒も女兒もいなかつた。その姉がようやく妊娠したが、生まれたのは女の赤ん坊だつた。私の義兄は金を取り立てに城内に行くため、家を離れる時、姉に向かつて、もしも娘が生まれたならば殺して口に出すな。もしも息子が生まれたならば厩から風のように速い馬を選んで義兄に知らせに小者を城内まで來させるようにいつたらしい。私の義兄は自分の腹を痛めていないから分からぬのだろうが、母というのは同じ腹から生まれたものを男だ女だと區別などしないのさ。）

ある日、王獸醫が家畜の診察に行く途中、小屋の横を通ると中から聲がした。小屋に近づいてみると、中には今まさに出産の時を迎えている女性がいた。その女性が生んだのは男兒だった。そこで王獸醫はこの子供をもらい、姉の王氏に渡すこととした。王氏は非常に喜び、代わりに自分の生んだ女兒は河にでも捨ててくれと王獸醫にいった。しかし、王獸醫は自分の實の姪を殺すことなどできないと考へ、桂花と名付け育つことにした。數年後、ようやく家へ戻つて來た俞循禮は、男兒が生まれたと知つても喜ぶ。またその子が物覺えが良く賢いので、義學堂を建て先生を招いて學問をさせ非常に可愛がつた。

息子の名は添添といった。ところが、添添が十三歳になった時、愈循禮は添添が自分の子供ではないことを知る。そして、添添を實父のもとへ返すことにするが、添添を失った愈循禮は妻に對し、

「大嫂也、俺有百年身死後、天那、知他誰是施麻拽布人。」

(妻よ、遠い將來私たちが死んだなら、ああ天よ、その時は一體

誰が喪に服してくれるのだ。)

と嘆く。そこで、王獸醫は自分が育ててきた娘の桂花こそが、姉の子供であることを愈循禮に告げる。すると愈循禮は自分に娘がいて、今も生きていることを知り非常に喜ぶ。

愈循禮は最初、妻に向かって、「もしも娘が生まれたならば殺して口に出すな。」といつてはいた。しかし、後には娘が生きていることを知つてとても喜んでいる。ここに描かれている愈循禮の一連の言動は、一見矛盾しているように見受けられる。しかし、これは當時實際にあつた子供の性別に對する二つの考え方に基づき描かれているためにみられる矛盾した言動といえよう。

前節で述べたように、男兒が生まれていなくても女兒さえ生まれていれば血筋は斷絶しないと捉えていた宗族があつた。娘がいることを知つて喜ぶ愈循禮の姿は、族譜によつて窺われる女兒が父の血筋を存續させることのできる存在として重視されていたという實態に基づき描かれているものといえるであろう。

しかし、女兒は男兒が持つていた跡継ぎとなつて財産を承繼する権利と全く同じ権利を有していたわけではなかつた。

(江蘇)『米氏宗譜』卷之一・凡例⁽²⁾

管見の限りでは、現存している族譜の多くが女兒しか生んでいない妻についても記録をするように規定しており、明清期において族譜を

おわりに

「一、所生女雖不系宗祧、而許字於人、亦必書其婿之氏族各爵者、俾後人得以考婚姻也。」(一、生まれた女は宗祧を承ける者ではないけれども、人と婚約をしたのであれば、またその婿の氏族のそのような凡例もみられる。女兒は宗祧を承ける者ではない、と明記されたこの一文からは、宗法制度上、跡継ぎとなる正規の權利を有していたのはやはり男兒に限定されていたと想像される。女兒は、父の血筋を存續させることのできる存在として重視されてはいたが、繼嗣問題においてはあくまでも男兒に次ぐ權利を有する者でしかなかったのである。宗法制度上、男女の役割がそれぞれ決められており、繼嗣となる正規の權利を有していたのは男兒だけであった。そのため先ずは男兒を得ようとする風潮が必然的に生まれたのだといえる。愈循禮が妻に向かつてはいた「もしも娘が生まれたならば殺して口に出すな。」という冷酷な言葉は、宗法制度上の必要性から自然に生まれた男兒の誕生に執着する風潮に基づき描かれたものだといえるであろう。

以上のように、『兒女團圓』では、當時實際にあつた子供の性別に關する二つの考え方を利用され、登場人物の心理が描かれている。そして、作者が實際にあつた子供の性別に關する二つの考え方を利用して登場人物の心理を描いたことによつて、當時の觀象が共感を覚える心理描寫となり、觀象の支持を得る作品となつてゐたと推測される。

保有していたような規模の宗族に屬していた人々の間では、女兒の出生も男兒に次いで重視していたことが分かる。また、跡継ぎとなる女兒が生まれていない状況下での女兒の存在は特に重視されるものであった。女兒は父の血筋を存續させていくことのできる存在とみなされた。女兒が同等に扱われている場面は、當時實際にあった女兒のあり方を作者が作品の中に取り入れたものであるといえよう。

また、明清期に作られた女兒を描いた作品をより深く理解するためには、當時の女兒の全體像を明らかにする必要がある。それには階層ごとの女兒觀の違いについての検討も必要である。今後の課題としている。

注

- (1) 小論で使用したテキストは、日光山輪王寺慈眼堂藏本、徳山毛利氏棲息堂本、北京圖書館藏本を校合し刊行された影印本『金瓶梅詞話』(大安書店、一九六三年)である。
- (2) 重男輕女の風潮については、永尾龍造『支那民俗誌 第六卷』(大空社、二〇〇一年、原書は國書刊行會、一九四二年)第一篇第一章「支那の子供に対する考え方」、O・ラング『中國の家族と社會』(小川修譯) (岩波現代叢書、岩波書店、一九五三年) 参照。ただし、以前の研究の中には重男輕女ではない側面について論じた研究もみられる。例えば「井田陞氏は、娘であっても親の老後の面倒をみたり、娘に婿が迎えられ、娘が生んだ男兒に跡を繼がせる場合があったことを立證しておられる。同氏『支那身分法史』(東方文化學院、一九四二年)(一九八三年、東京大學出版會より『中國身分法史』として復刊)第五章婚姻法・第十節招婿(贅婿)参照。

(3) 近年の中國女性史研究の動向については、秦玲子「中國前近代女性史研究のための覺え書」(『中國女性史研究』第2號、一九九〇年、所收)、

溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中國思想文化事典』(東京大學出版會、二〇〇一年) II 政治・社會「女子」参照。

(4) 柳田節子「宋代女子の財産權 南宋期家產分割における女承分について」(『宋代庶民の女たち』汲古書院、二〇〇三年、所收。原載『劉子健博士頌壽記念 宋史研究論集』同朋社、一九八九年)。

(5) 女子分法の解釋をめぐる兩氏の論争の過程とその内容については、大澤正昭『唐宋時代の家族・婚姻・女性婦は強く』(明石書店、二〇〇五年)序章・第一節にまとめられている。

(6) 滋賀秀三『中國家族法の原理』(創文社、一九六七年)、第三章實子なき者をめぐる諸問題・第三節承繼人の不存在―「戶絕」、および第四章婦女の地位・第三節未婚女子、参照。

(7) 滋賀氏同右書、一二三頁。

(8) 族譜の基本的性質については、牧野巽『近世中國宗族研究』(お茶の水書房、一九八〇年)第四「明清族譜研究序説」(原載、服部先生古稀祝賀記念號『東方學報』第六冊、一九三六年)、清水盛光『支那家族の構造』(岩波書店、一九四二年)、羅香林『中國族譜研究』(香港中國學社、一九七一年)、多賀秋五郎『中國宗譜の研究』上卷(日本學術振興會、一九八一年)序章「中國宗譜の基本的概念と問題提起」、馮爾康「宗族制度、譜牒學和家譜的學術價值」(『中國家譜綜合目錄』一九九七年、所收)、井上徹『中國の宗族と國家の禮制—宗法主義の觀點からの分析—』(研文出版社、一九九〇年)、谷川道雄「六朝時代の宗族—近世宗族との比較において—」(名古屋大學東洋史研究報告)二五、二〇〇一年、所收)、徐建華『中國的家譜』(百花文藝出版社、二〇〇一年) 参照。

(9) 「通譜」については、多賀秋五郎『宗譜の研究(資料篇)』(東洋文庫、

一九六〇年)、吉原和男・鈴木正崇・末成道男編『血緣の再構築—東アジアにおける父系出自と同姓結合』(風響社、一九〇〇年)、井上徹「序言」(アジア遊學『族譜—家系と傳説—』六七號、一九〇四年、所收)参照。

(10) 小論では「凡例」の他に「例言」「宗規」と稱される部分を資料に用いた。「例言」「宗規」は宗族の秩序統制に關する規定を述べた文章である。よって小論では命令形で譯した。

(11) 『毘陵庵頭吳氏宗譜』江蘇武進、九卷、吳慶朝等修、光緒元年(一八七五年)、至德堂木活字印本、Columbia University, East Asian Library所藏。例え、同族譜・卷之九「上頭村分世表」には第八十五世の志衛という人物の段に「側室樊氏。生於乾隆二十三年戊寅)月初十日戌時。終於道光二十年庚子十一月二十七日戌時。(中略)子一。長文若、次文如。女一。長適塘里王鶴鳴、次適小茅山朱聖川。」もある。この宗族の世表の中には「妾」として記録しているものは管見の限り一つもないため、實際には「妾某氏」ではなく、「側室某氏」と記録していたと思われる。

(12) 『周氏族譜』廣東番禺、不分卷、周順慶重修、民國三十七年(一九三八年)、寫本、牧野文庫所藏。

(13) 『甬上雷公橋吳氏家譜』浙江鄞縣、十六卷、汪崇幹・石之英等續修、民國十八年(一九二七年)、木活字印本、國立國會圖書館所藏。

(14) 『石池王氏譜』浙江紹興、不分卷、王雍續續修、乾隆二十八年(一七六三年)修、寫本、東洋文庫所藏。

(15) 『毘陵承氏宗譜』江蘇武進、五十八卷首末各一卷、承乃韶等修、光緒一十九年(一九〇三年)、聽經堂木活字印本、Columbia University, East Asian Library所藏。

(16) 『京口李氏宗譜』江蘇鎮江、一十一卷首末各一卷、李培堯等修、民國四年(一九一五年)、木活字印本、Columbia University, East Asian Library所藏。

binary所藏。例え、同族譜・卷之二「房銳祖支十一世至十五世」の第十四世の龍徳という人物の段に「側室朱氏、生卒葬無考。生子一」。雲發、聚發。」がある。なお、この宗族は世表の中に娘に關する記録を一切していない。よって、ここで取り上げた例言中の「子」は男兒を指している可能性が高い。

(17) 『中梅劉氏續修家乘』江蘇溧陽、十六卷、劉興開・劉昌明修、民國二十九年(一九四〇年)、道勝堂刊本(『中華族譜集成 刘氏族譜卷』)巴蜀書社、一九九五年、所收)。

(18) 『鎮江李氏支譜』江蘇鎮江、四卷、李寶鎔等修、光緒二十八年(一九〇一年)、敦本堂活字印本、Columbia University, East Asian Library所藏。

(19) 『新安休寧龐山金氏族譜』安徽休寧、四卷附五卷、金嘉賓修、康熙十四年(一六七五年)、印本、京都大學人文科學研究所所藏。

(20) 『山陰縣州山吳氏族譜』(別稱『山陰州山吳氏族譜』)浙江紹興、不分卷、吳國樑等續修、道光十九年(一八三九年)、活字印本、Columbia University, East Asian Library所藏。

(21) 『懷寧李氏宗譜』安徽懷寧、七卷首末各一卷、李子新等修、宣統二年(一九一一年)、允福堂刊本、Columbia University, East Asian Library所藏。

(22) 四庫明人文集叢刊『椒邱文集・石田詩選・東園文集』(上海古籍出版社、一九九一年)。

(23) 例え、清・吳敬梓『儒林外史』第五十二回に「自古婦人無貴賤、任憑他是青樓婢妾、到得收他做了側室、後來生出兒子做了官、就可算的母以子貴。」とある。

(24) 『靈陽張氏宗譜』江蘇丹陽、十卷、張飛渚等修、光緒十三年(一八八七年)、亦政堂木活字印本、Columbia University, East Asian Library所藏。

- (25) 「辟雍」は「璧雍」ともい、西周時代に設置された大學をいう。『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社、一九九三年)に「東漢以後、歷代皆有辟雍，除北宋末年爲太學之豫備學校（亦稱「外學」）外，均爲行鄉飲、大射或祭祀之禮的地方。」とある。
- (26) 『橋南李氏宗譜』江蘇南京、八卷、同治元年（一八六一年）、載德堂木活字印本、Columbia University East Asian Library所藏。
- (27) 小論では瘦吟山石校點本『醒世姻緣傳』(春風文藝出版社、一九九四年)を使用した。
- (28) 前掲注6滋賀氏同書、第一章基本的諸概念・第三節相續について、第四章婦女の地位・第二節未婚女子、参照。
- (29) 柳田節子氏は戸絶における女承分法は宋代では法的に一定の地位を得ていたが、明清期に向けて下降したと推測されている。前掲注4柳田氏同論考、參照。また大島立子氏によれば、元代では娘と娘婿が、娘の實家の家産を承継する者として認められていたという。大島氏「[承継]判例から見た法の適用—宋・元・明の比較から—」(大島立子編『宋—清代の法と地域社會』東洋文庫、一〇〇六年、所收) 参照。
- (30) 高橋芳郎『宋—清身分法の研究』(北海道大學圖書刊行會、一〇〇一年)一二二頁、参照。
- (31) 『懷寧塹埂方氏五修宗譜』安徽懷寧、二十八卷首末各三卷、方德源等五修、光緒三十三年（一九〇七年）、木活字印本、東洋文庫所藏。
- (32) 『柳蕩劉氏宗譜』江蘇無錫、二十二卷首一卷、劉國生等修、光緒三十一年（一九〇五年）、守三堂鉛印本、(『中華族譜集成 呂氏譜卷』巴蜀書社、一九九五年、所收)。
- (33) 『太原王氏族譜』安徽懷遠、八卷首末各二卷、王心潤・王宣等三修、光緒三十四年（一九〇八年）、三槐堂木活字印本、國立國會圖書館所藏。
- (34) 前掲注6滋賀氏同書、一四二頁、注(47)。
- (35) 前掲注6滋賀氏同書、一二二一～一二三三頁。
- (36) 『如臯西鄉李氏族譜』江蘇如皋、十一卷、李呈祥・李松樓等重修、光緒三十年（一九〇四年）、臚西堂木活字印本、Harvard-Yenching Library所藏。
- (37) 『蜀西崇陽王氏族譜』四川崇慶、十四卷、王璣章・王上秉等重修、民國一十五一～十六年（一九三六～三七年）、鉛印本、國立國會圖書館所藏。
- (38) 祖先祭祀の義務と娘との問題については、仁井田陞『中國法制史研究家族村落法』(東京大學出版會、一九六一年)四二一～四二八頁、参考。
- (39) 『周氏族譜』廣東番禺、不分卷、周順慶重修、民國一十七年（一九三八年）、寫本、牧野文庫所藏。
- (40) 『甬上雷公橋吳氏家譜』前掲注13同族譜。
- (41) 小論では明・臧晉叔編『元曲選』(中華書局、一九五八年)を使用した。
- (42) 『米氏宗譜』江蘇鎮江、一卷、米俊明重修、光緒一十九年（一九〇一年）、忠孝堂木活字印本、國立國會圖書館所藏。